

関係団体の長様

宇都宮市長 佐藤 栄一
(保健福祉部保健所生活衛生課扱)

新型コロナウイルス感染拡大予防対策の周知について（依頼）

日頃より、本市の保健衛生行政の推進にご協力いただき、感謝申し上げます。

多くの事業者の皆様は、各関係団体が業態ごとに作成した新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを活用し、自らが個々の状況に応じた対策を講じられていることと存じます。

さて、市内事業所の集団感染事例では、勤務中（接客や事務作業など）の対策は徹底されてきているものの、休憩室や更衣室等における、取組・意識が希薄となり、従業員同士で感染したと推測されるケースが見られます。

つきましては、お客様や従業員の安全・安心の確保を徹底するとともに、業種ごとのガイドラインのうち、特に下記の点に留意し、従業員同士の感染拡大を予防するよう、貴組合員へ周知願います。

記

従業員同士の感染が推測されるケースが続いていることを踏まえ、特に注意すべきことは次のとおりです。

(1) 出勤前、出勤時の取組

- ・体温を測定し、発熱やかぜ症状がある場合、責任者へ報告し自宅待機とする。
※感染者の多い地域からの通勤がある場合には特に注意する。
- ・感染した従業員、濃厚接触者*と判断された従業員は、勤務させない。

(2) 休憩室、更衣室等での取組

- ・3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避することを踏まえて、一度に利用する人数を減らし、対面での食事や会話は避ける。
- ・可能な限りマスクを着用する。
- ・共有物品（テーブル、イス等）は清潔に保ち、定期的に消毒する。
- ・利用時には、常時換気する。
- ・入退室時に手指の洗浄・消毒をする。

※ 濃厚接触者とは

- 「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者
(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

《参考》業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（内閣官房）

- ・新型コロナウイルス感染症対策 > 業種ごとの感染症拡大予防ガイドライン一覧
<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>

【問い合わせ先】

宇都宮市保健所 生活衛生課
TEL：626-1108
-1110, -1111